

横芝光町農業委員会 4 月第 1 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 4 月 6 日(火) 午後 4 時～午後 4 時 3 5 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (12 名)

会 長	4 番	萩原 智夫	
会長職務代理者	2 番	鈴木 忠夫	
委 員	1 番	宇井 久	3 番 土屋 正明
	5 番	大川戸 直美	6 番 佐久間 正好
	7 番	佐久間 幸子	8 番 長峯 高明
	9 番	越川 雅彦	10 番 行木 栄一
	11 番	小野 秀明	12 番 平山 雅英

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古作 健二
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第 3 議案第 2 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 4 議案第 3 号

令和 3 年度第 1 次農用地利用集積計画（案）の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和3年4月(第1回)定例農業委員会総会を開会します。 はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	萩原会長挨拶
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。
町 長	佐藤町長挨拶
事務局	ありがとうございました。佐藤町長におかれましてはこの後、公務のため、ここで退席となります。 本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては萩原会長に議長をお願いします。
議 長	それでは、これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 6番 佐久間正好委員、7番 佐久間幸子委員をお願いします。 なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名します。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について 上程します。 事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。 令和3年4月6日提出 横芝光町農業委員会 会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、3件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①から③までの位置図を添付していますので併せてご覧ください。

1件目の申請地は、木戸字十六割及び字二十四割の田及び畑、6筆、計5,598㎡です。経営規模拡大のための売買による所有権移転の申請です。

2件目の申請地は、谷台字東耕地の田及び畑、7筆、計5,782㎡です。親子間の贈与による所有権移転の申請です。

3件目の申請地は、二又字打越下の田、198㎡です。経営規模拡大のための贈与による所有権移転の申請です。

申請のありました3件につきましては、いずれも譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 2 番

12番平山です。この件については、譲渡人が相続で農地を取得したが自らが耕作できないため、経営規模拡大をめざす譲受人との協議が整い、売買により譲受人が農地を取得するものです。なお、申請地では水稻、ネギ等を作付けする予定とのことです。よろしくお願いします。

議 長

説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し1件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて2件目の案件ですが、担当委員は私となりますので、私から説明させていただきます。

4 番	4番萩原です。この件については、譲渡人が子である譲受人に農業経営の一部を引き継ぎ後継者として育成していくため、贈与により譲受人に所有権移転をするものです。申請地では水稻や野菜の作付けを行うということで問題ありません。よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。
1 1 番	11番小野です。従農者2人とありますが、親が今まで農業を行っていたと思いますが、親と農業を行うということですか。
事務局	譲受人と譲受人の妻です。
1 1 番	夫婦で新しく始めるということでいいですか。
事務局	そのとおりです。
議 長	他にありますか。ないようですので、質疑を終了し2件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
2 番	2番鈴木です。この件については、譲渡人が相続で農地を取得しましたが、遠方に居住しており耕作ができないため、経営規模拡大をめざす譲受人との協議が整い、贈与により譲受人が農地を取得するものであります。なお、申請地では水稻の作付けを予定しているとのこと。よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。 (異議なしの声)
議 長	異議なしの声がありましたので、質疑を終了し3件目の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 賛成全員よって、3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和3年4月6日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は、1件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請の土地は、宮川字本田、畑3筆、計411㎡です。なお、雑種地を含めた事業区域は526㎡となっています。専用住宅1棟を目的に売買により所有権移転するものです。

申請地①と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、JAちばみどり光支店から北へ約300mの位置にあります。

第1種農地と判断できますが、住宅の場合は例外として許可が見込まれます。

住宅建築面積は117.30㎡を計画しています。なお、一般専用住宅で転用可能な面積の上限の範囲内となっています。

整地を行い、ブロック土留めを施工し、土砂・雨水の流出を防止する計画で、隣接農地の所有者は譲渡人となっています。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、雑排水及び雨水の放流についても土地改良区と協議が整っています。

また、出入り口となる申請地西側道路との間に水路敷がありますが、水路占用許可申請をしており、許可が得られる見込みです。

工事期間は、令和3年7月1日から令和3年10月31日までを予定しています。

土地代金、整地費及び建設費は自己資金と借入金により賄う予定ですが、自己資金分については、支払いが済んでおり、借入金については、金融機関からの事前審査結果通知で、融資が可能であることを確認しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議 長	ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。 この案件について、担当委員の説明を求めます。
6 番	6番 佐久間です。今日見てきましたが、2年くらい前だったかな、境界の立ち合いをしました。住宅にするんだったですね。問題はなかったです。周りを見たら家ばかりでね、問題はないと思います。
議 長	説明が終わりましたので、この案件について、質疑を許します。 (異議なしの声)
議 長	異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 賛成全員よって、この案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 日程第4 議案第3号 令和3年度 第1次農用地利用集積計画(案)の承認について 上程します。 事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第3号 令和3年度第1次農用地利用集積計画(案)の承認について 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和3年度第1次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。 令和3年4月6日提出 横芝光町農業委員会長 萩原 智夫 次のページをご覧ください。 今回の利用集積は、新規設定2件、中間管理機構設定6件、再設定が3件の合計11件です。 初めに新規設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。 利用権を設定する農地ですが、 新規設定1件目は、木戸字九十八割及び屋形字鍛冶作の田3筆、計5,389㎡です。賃借権の設定で期間は10年間です。 新規設定2件目は、北清水字清水の畑3筆、計2,022㎡です。使用賃借権の設定で期間は10年間です。

続いて中間管理機構設定ですが、利用権を設定する者、利用権の設定を受け転貸を行う者、転貸を受ける者は資料に記載のとおりです。

なお、すべての案件で利用権の種類は賃借権、設定期間は10年間となっています。

利用権を設定する農地ですが、

中間管理機構設定1件目は、於幾字西田、字踊台、字北沖下の田、13筆、計7, 305㎡です。なお、地積が内数となっている田がありますが、東京電力の鉄塔が立つ敷地が入り込む形の田で、耕作利便を考慮して一部地積を減じた利用権の設定となっており、関係者間での協議が整っています。

中間管理機構設定2件目は、於幾字南前及び字榎町の田、4筆、計3, 098㎡です。

中間管理機構設定3件目は、牛熊字東耕地の田、9筆、計6, 243㎡です。

中間管理機構設定4件目は、牛熊字東耕地の田、15筆、計9, 635㎡です。

中間管理機構設定5件目は、牛熊字東耕地の田、2筆、計545㎡です。

中間管理機構設定6件目は、牛熊字東耕地及び字西耕地の田、4筆、計3, 036㎡です。

次に再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。なお、すべての案件で利用権の種類は賃借権、設定期間は10年間となっています。

利用権を設定する農地ですが、

再設定1件目は、台字草部田の田、1, 021㎡です。

再設定2件目は、中台字棒立の畑、800㎡です。

再設定3件目は、木戸字五割、字十割、字二十八割の田、5筆、計7, 087㎡です。

なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

それでは、新規設定の案件について、一括して質疑を許します。

議 長	(異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、新規設定について、一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 賛成全員、よって新規設定については、すべて原案のとおり決定いたしました。 次に、中間管理機構設定の案件について、一括して質疑を許します。 (異議なしの声)
議 長	異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、中間管理機構設定について、一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 賛成全員よって、中間管理機構設定については、すべて原案のとおり決定いたしました。 次に、再設定の案件について、一括して質疑を許します。 (異議なしの声)
議 長	異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、再設定について、一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 賛成全員よって、再設定については、すべて原案のとおり決定しました。 以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。 慎重審議ご苦労様でした。
事務局	以上をもちまして、令和3年4月(第1回)農業委員会定例総会を閉会します。